

小右記訓読稿 第五編 (一)

松原 輝美

古日記輪談会

大原 一輝 松原 一義

池下美代子 井川 昌文

北原 峰樹 大森 芳江

蓮井 宣昭

凡 例

一 本訓読のテキストとしては、大日本古記録所収の小右記(東京大学史料編纂所編、岩波書店、平成四年三月、第三刷)を用い、本文に疑問がある場合は、増補史料大成所収本(同刊行会編、臨川書店、昭和四〇年九月)、内閣文庫蔵本を適宜参照した。

一 大日本古記録所収の小右記に見える推定部分については、特

に異論がない限り、その推定に従った。

一 漢字はできるだけテキスト通りとしたが、常用漢字については、ほぼ新字体に改め、異体字もほぼ通用字体に改めた。

一 「てへり」は、もとの形に改めて、「といへり」と記した。

一 また、次の読みに相当する漢字は、読解の便のため、以下のようにほぼ仮名書きに改めた。

惟||これ 是||これ 之||これ 其||それ 厥||その 夫||その
の 抑||そもそも 弥||いよいよ 各||おのおの 交||こもごも
も 傾之||しばらくして 小選||しばらくして 少選||しばらく
くして 少時||しばらくして 小時||しばらくして 良久||や
や久しく 且||しばらく 暫||しばらく 忽||にはかに 尚||
なほ 猶||なほ 太||はなはだ 一向||いつかう 聊||いささ
か 白地||あからさまに 奉為||おほんため 許||ばかり 嗟
呼||ああ 宛||あたかも

一 小見出しは、「」を付して示した。

一 割り注は、へゝを付して示した。

一 人名の傍注は、()を付して示した。

一 年月等を補う時は、へゝを付して示した。

一 欠損文字あるいは判読不明文字については、大日本古記録所収本に従い、□もしくは□…□(二字以上)のような形で示し

た。

- 一 判読不明の部分については、原文のまま記しておいた。
- 一 なお読解の便のため、重要項目には注記を付し、本文の後に一括掲示したので、参照されたい。なお、注記は、角田文衛監修『平安時代史事典』（平成六年五月、角川書店）による場合は、その出典を明記しなかった。

寛弘九年夏 長和元年

四月

一日、戊戌。（藤原）資平云ふ、「昨日は故院（一条院）の御念仏なり。左右内の三相国（藤原道長・同頼光・同公季）及び諸卿参入す」と。按察納言（藤原隆家）書き送りて云ふ、「今日の平座の句若し有るべきや否や。先例如何」といへり。諒闇の間例無きの由を答ふ。

〔賀茂祭事を行ふ上卿月に入り吉服を着すべきの事〕

賀茂祭事を行ふに縁り、今日より吉を着すべし。而るを坎日に依り、昨初めて吉服を着す。

二日、己亥。藏人（高階）業敏宣旨五枚を持ち来る。又先日勸宣旨八枚を付す。件の藏人の宣下の趣き不分明。事例無きに似たるも、事前例存り。仍つて例に任せて宣下すべくも、はなはだ不便なり。

三日、庚子。外記史生擬階奏を持ち来る。但し触穢の由を申す。仍つて加署せず。河頭に出でて解除す。禁中の穢こもも来るの疑ひを懼るる為。申の剋ばかり斎院（選子内親王）に参る。未だ院に到らざるの五六町ばかり降雨。客殿に着くの後即ち止む。

左中弁（藤原朝経）・史（直）是氏等客殿の座に着く。余昨日の宣旨を左中弁に下す。左中弁院の奏状並びに禊祭物の未進の勘文を進む。院の奏に至つては奏せしむべきの由を示すへ触穢せざるに依り、内に候するの人を以つて奏せしむべきなり。禊祭の勘文下し給ひ、催し仰せしむるなり。長官（源）為理朝臣座に候す。雑事を問ふに、御輿の蓋損朽の由を申す。取り遣り実檢を加ふるに、尤も張り替へすべく、支度を成し、院の奏を作らしむ。料の物を下すの由を奏すべく、左中弁に示し畢んぬ。次いで出車・童女の馬の事等を定む。左中弁筆を執ること云々の如し。諸卿悉く触穢、禊の日の車闕くべきか。下官二両を奉るべし。為理朝臣云ふ、「檳榔皮院に候す。莖車を覆ふべし」といへり。

今三両は術無かるべく、求借すべきの由、左中弁に示し畢んぬ。

檳榔毛は六両なり。其の数足らずと雖も、又何事か有らんや。為理云ふ、「院の仰せに云ふ、『童女の車は編代車殊に難無きか』」といへり。そもそも上達部たとえ触穢の由を称するも、祭の日は穢の外なり。禊の日に至つては奉らずと雖も、祭の日は奉らるべきの由、仰せ下し畢んぬ。禊祭を行ふの人車を進らず。然らば事闕怠すべし。仍つて二両を奉らしむべくも、例と為すべからず。出車の卿相例に依り六人を定む。予の車二両。院の車一両。若し又他の車出で来ば、件の数の外二両若しくは三両の間、一定の後催状すべきを仰せ畢んぬ。院粉熟を羞むること例の如し。日没罷り出づ。

四日、辛丑。左中弁史是氏を以つて示送して云ふ、「垣茂法師雑事を来談の間、陳べて云ふ、『近曾季の御読経に候す』といへり。奇驚極り無し。これを為すこと如何」といへり。答へて云ふ、

「近日上下の人或は甲或は乙、惣て乙丙ならざる無し」といへり。言ふと言はざるとか。又彼の夜（三月二十四日）禁中に候し、巳の剋に及んで退出せらると云々。事の実正は、夜中死去すと云々。然れども奏聞の剋を以つて、穢の始めと為す。今に至つて参内せられざるの人を以つて、ただ穢に触れずと為すべきか。触

穢を転展して忌避すべからざるか。左中弁来りて云ふ、「是氏を

以つて事の由を申さしむるに非ず。案内を男等に取り、一身の難に縁り進止す」といへり。しばらくして帰退す。昨日此の弁云ふ、「齋院に候するの老女、夢に行事懈怠の由を見る」と。恐懼極り無し」と。又云ふ、「齋王命ぜられて云ふ、『少々思ひ悩むこと有り』と雖も、祭止めざるを以つて神感有るべし」といへり。若し然るべきの告有るか」と。此の如きの事を聞く毎に、いよく天曆四年の先公（藤原実頼）の御記（清慎公記）を信ずるのみ。蔵人業敏宣旨九枚へ八枚は一昨の覆奏。一枚は今日の宣旨を持ち来る。畢りて宣旨九枚を下す。右衛門督（藤原懷平）過ぎられ、やや久しく立ち乍ら清談して云ふ、「一昨左相府曰く、『心神なほ例ならざるがごとし。恐るる所尤も多く、閑居に辞遁するに如かず』」といへり。今朝資平云ふ、「左府明日山に登る」と云々。触穢中並びに祭りの前山に登るは如何、不快の事なり。

「故院の御処分の事」

左中弁談じて云ふ、「昨日故院の御処分有りと云々。中宮（藤原彰子）・東宮（敦成親王）は勅旨田各百町。男女一品宮（敦康親王・脩子内親王）は八十町。御乳母等は二十町。若し等差有るか。略説なり。女御達は蘇芳と云々。又宮々は田の外に宝物等

有り」と云々。或説に、女御達は五十町」と云々。

「左府登山の事」

五日、壬寅。早旦左府黒谷道より山に登ると云々。日来他行せず寂然、今日いよいよ徒然。仍つて六条以南の水石風流の地を見る。其の次いでに後院を見る。懐旧の心殊に切。(藤原)資頼の車に乗り、資頼車後に待す。資平は触穢に依り別車。

六日、癸卯。資平云ふ、「昨日左相府馬に騎り、昏より谿路山に登る。入道馬頭(藤原顕信)を訪ねられんが為。夜中西坂より退下すと云々。中納言(源)俊賢、参議(藤原)兼隆・(源)経房、三位(藤原)教通・(藤原)頼宗相従ふ。相府近江守(藤原)知章に命じ、無動寺中に忽に馬頭の住房を造らしめ、其の供料に充てしむと云々。拾遺納言(藤原行成)云ふ、「一上馬に騎り、祭以前に、賀茂御社前を度り、山に登るは、奇とすべきの事なり」と。愚案に相合ふ。

七日、甲辰。左中弁齋院の奏状並びに因幡国の解文等へ前司(源)則理を持ち来る。院の奏は奏聞せしむ。

「御禊の前駆を定めらるるの事」

八日、乙巳。灌仏例の如し。今日内の御灌仏無し。山科祭に当たるに縁る。大外記(菅野)敦頼朝臣、御禊の前駆を注送す。右大臣定め申すといへり。蔵人(藤原)頼祐・(藤原)章信禁中に候す。而るを前駆に定めらる。然るべからざるか。左府内々に奏し行ふ所と云々。左衛門佐(平)孝明・右衛門佐(藤原)輔公・左兵衛佐(源)成方・右兵衛佐(藤原)公成・左衛門尉頼祐・右衛門尉章信・左兵衛尉(源)章任・右兵衛尉(源)時通・左馬権助(高階)資平・右馬允源惟頼。左中弁来りて云ふ、「昨日の齋院の奏状へ御輿蓋綾へ頭弁(源道方)を以つて左府へ内に候せらるるに依るに申さしむ。而るを度々の申請は、三年一請の物を以つて充て用ふべし」といへり。院司申して云ふ、「三年一請の物充て用ふるの色有るも、御輿並びに行具等に至つては料物を給はり、修理せしむる所なり」といへり。また此の旨を以つて頭弁に触るるに、頭弁云ふ、「便宜無きに依り伝へ申す能はず」といへり。播磨国司未だ禊祭の料米へ百五十石を進らざると云々。催宣旨を給はるべきの由仰せ畢んぬ。

九日、丙午。左中弁来りて云ふ、「前加賀守(源)兼澄朝臣齋院の三年一請の絹の事を申す。今朝左府命ぜられて云ふ、「暫く

催責を免ず』』といへり。子細は注さず。又云ふ、「皇太后宮（藤原彰子）俄に悩み給ふ。左府宮ぎ参らる。僧等加持を奉る。頗る宜しく御はす由、かれこれ云々」と。

〔吉田祭の饗中宮奉仕せらるべし。而るを穢に依り延引の事〕

又云ふ、「十五日は吉田祭、而るを彼の祭の饗中宮奉仕せらるる所、内裏の穢に依り饗有るべからず。仍つて二十七日の子の日用ふべしと云々。但し平野・松尾・梅宮等の祭は延引せず」と云々。又云ふ、「中宮二十七日内に入り給ふべしと云々。彼の日は后を定むる日なり。然れども時刻前後有り、何事か有らんや。これ俊賢卿左府に申す所」と云々。藏人業敏来り、内藏寮の請奏へ松尾の御幣料を下す。便ち左中弁に下す。

〔東三条の井底に呪咀物を沈むるの事〕

十一日、戊申。（賀茂）光榮朝臣云ふ、「今朝召に依り左府に参るに、命じて云ふ、『東三条院の井底に餅数枚・人髪等を沈む』といへり。（安倍）吉平朝臣と相並びて占推するに、頗る呪咀の気を見る。正月より中宮此の院に座す」と。晩頭河頭に出で解除す。世間の不浄を恐るるに依る。黄昏大外記敦頼来り、雑事を申す次いでに云ふ、「去月（三月二十六日）の小除目、左相府の

定め申さるに依る。当日上臈の大納言（藤原）道綱卿に仰せられ、仗座に於いて行はるる所。式部・兵部を書き別けず、一紙に書く。左相府内覧す。左相府返し難じて云ふ、『二紙に書き奏せらるべし』といへり。仍つて彼の命の如く改めて書かしめ、奏聞を経。

左宰相中将（源経房）これを書く。下名を給ふべきの事、中納言俊賢卿に委ねて退出す。上卿縦え覚えずと雖も、執筆の人一紙に書くべからず。共にこれ不覚なりと云々。式部の下名未だ給はざるに、丞（高階）在平内に候し乍ら参らずと云々。大納言道綱卿（二月十四日）中宮大夫に任ずるに、未だ公事を行はず。而るを先に御読経の巻数を申さしむ。其の作法極めて便ならず。堂童子の事、御読経の行事の弁に仰すと云々。弁（藤原）経通承引せず」と云々。御禊の前駈の事、案内を問ふに、云ふ、「皆参内の由を申す。既に不穢の人無かるべし。仍つて定め申さるる所の人なり」といへり。

〔平野祭上卿並びに弁参らざるの事。弁の代りを以って行はる〕

今日の平野祭、上卿・弁参らず。弁の代りを以って行はると云々。左中弁一人、賀茂祀の行事を為すに依り、穢に触れず。而るを犬死の飯を請ふと云々。（頭書）除目の内覧は、一切不問の事なり。

「人魂左府より出づるの事」

十二日、己酉。右馬允（藤原）有信云ふ、「去十日黄昏、人魂左府より出で、巽の方の山辺に落つ。其の光極めて明。人多くこれを見る」といへり。彼の時男等四五人ばかり、庭中に居り同じくこれを見る。予も亦これを見る。但し出づる処を見ず。落つる処を見る。有信の申す所に合ふ。去る八日早朝異雲有り。いわゆる不祥の雲と云々。

十三日、庚戌。左中弁来り、禊祭の雑事を言ふ。禊祭の行事の宰相の事、伝奏せしむべきの由、左中弁に示す。修理大夫（藤原通任）未役の人なり。案内を加奏せしめ畢んぬ。夜に臨み、資平禁中より退出して云ふ、「左相府官奏に候す。其の後新任国司申請の雑事を定めらる。左相府、大納言（藤原）斉信、中納言俊賢・（藤原）頼通・隆家・行成、参議経房・（源）頼定等参入すと云々。

十四日、辛亥。斎院の長官為理朝臣を召し遣し、禊祭の雑事を問ふに、云ふ、「美濃絹今十疋未進。また播磨米百五十石未進。自余の国々は漸く以つて究進す」と。又云ふ、「出車の卿相皆触穢を申さるも、祭の日に至つて奉るべし」といへり。下官三両を奉

るべくも、祭の日には二両を奉るべし。其の故は、今一両は或る人の車なり。借内裏女使者車副等、御禊の日院より獵袴を給はる。仍つて二両の車副を給はるべきの由、為理朝臣に仰す。今一両の車副の袴は家より給せしむべし。祭の日奉るべからざるの故なり。院の費を取らしむべからざるのみ。院に檳榔皮有り。左中弁編代車に張りて奉るべしといへり。御禊の日の車の数僅かに四両のみ。今二両出来すべからず。不足の車今三両なり。祭の日卿相奉るべしといへり。童女馬の事闕くる無しといへり。左中弁宣旨へ斎院御禊興蓋料の綾一疋半を請ひ申すをもち来る。同弁に下す。

十六日、癸丑。夜に入り資平来りて云ふ、「右衛門督（懷平）云ふ、「昨内に参り御前に候するに、雑事を仰せらる、次いでに云ふ、「左大臣我れの為に無礼尤も甚し。此の一兩日寢食例ならず。頗る愁思有り。必ず天責を被らんか。はなはだ安んぜざる事なり」といへり。仰せらる、所の趣き極めて以つて多々。相府の為に御気色宜しからず。其の次いでに仰せられて云ふ、「右大將を我が方人に云々。然るべきの人を召し、雑事を云ひ合はするに、また何事か有らんや」といへり。左中弁来りて云ふ、「祭の行事の宰相の事、左相府に申すに、命じて云ふ、「早に奏せしむ

べし」といへり。即ち陣外に参り、藏人（平）雅康を以つて奏を
 経る（8）に、仰せて云ふ『修理大夫藤原朝臣（9）に仰すべし。ただし御
 禊の日は、穢に依り参入すべからず。而るを奏せしむるが如くば、
 上一人（10）参行の例なり。多きは何の事か有らん。祭に参るべきの
 由を仰すべし』』といへり。

十七日、甲寅。外記（大江）公資を召し、祭の行事の宰相の事を
 仰す。

十八日、乙卯。左中弁来りて云ふ、「御禊点地の事等、兼ねて宣
 旨を山城国に給ひ、勤め行はしむるなり。仍つて旧例に任せ宣旨
 を給ふ。其の返解持ち来る。其の状の云々は、愛宕郡司を以つて
 勤仕せしむる所。而るを右馬寮に召籠せられ（11）、召仕ふこと能は
 ず。今一人は、左馬寮の召捕に依り逃げ隠ると云々。件の解文、
 左中弁を以つて左相府に奉るに、御返報に云ふ、「更めて奏すべ
 からず。右馬寮の事は御監仰せ下すべし」といへり。官の方よ
 り召し仰す（12）べきの由、弁に仰せ了んぬ。また年の預りの允（13）貞国
 を召し、愛宕郡司国司に請けしむべきの由を仰す。若し弁申す
 べき事有らば（14）、祭りを過ぐす間に弁し申さしむべし。国司請け
 取るの後は、遁避せしめ難きか。貞国申して云ふ、「数日御馬藪

の事に依り召し候せしめし所。今に至つて其の身を免ずべし（15）」
 と云々。弁云ふ、「左府大嘗会の行事所を始むべきの程を問はる
 に、大略今月晦ごろ始むべきの由を申すに、命じて云ふ、『来月
 は故一条院の御法事並びに院のおおんため皇太后宮八講を修せら
 るべく、彼の宮大夫へ俊賢、御禊の行事へ、左衛門督へ頼通、大
 嘗会の行事へ吉服を着て其の事に従ふは、便宜無かるべし。此の
 程を過して、六月始行が宜しかるべきの由、伝示すべし』』とい
 へり。答ふるに謹奉を以つてするも、此の事意を得ず。当時の事
 を忽かにせらるるに似たり。夜に入り、修理大夫来りて雑事を談
 ず。多くは立后の間の雑事なり（16）。少々の事相示し了んぬ。四条
 宮（藤原遵子）立たせ給ふ間の記、又々撰び出し送るべきの由、
 同じく示し了んぬ。事鬱氣有ること多し。

十九日、丙辰。資平西の剋ばかり内より告送して云ふ、「主上去
 夜より御薬の気おはすも、今日は殊なる事御せざるなり。只今御
 陪膳。御台盤に着御尋常の如し。左府祇候せらる」と云々。暗に
 臨み、大外記敦頼朝臣来りて云ふ、「召に依り参内するに、頭弁
 仰せを伝へて云ふ、『齋院替へ奉らざるの事、前例賀茂に申さる
 るの程、並びに使は何人か』』といへり。奏せしめて云ふ、「齋
 宮立たせ給ふの時、同じく此の事を申さる（17）。若し然らざるの時（18）、

初めて建礼門に行幸の日、御幣に宣命を載せられ、近くは則ち天慶の例祭期に迫りて申さるなり」と。また宰相を以つて使と為すの由、奏聞せしめ畢んぬと。大略承る所は、申の日に至りて穢有り。使の宰相悉く穢に触る。仍つて二十四日の祭日の早朝、其の使を立たるべしといへり。愚案を廻すに、件の事、早に申されざるは、極めて奇、奇。御禊以前に申さるべきの事なり。御禊以後御使を立てらるは、然るべからざる事なり。彼の天慶九年四月二十二日の午の御禊、式日建礼門に幸し、諸社に奉幣の次いでに此の事を申さる。仍つて未の日御禊の事有り。理然るべし。また去年の十一月相嘗祭以前に、申さるべきものなり。戌の剋ばかり按察納言（註）告送して云ふ、「主上昨巳午の剋ばかりより御惱氣有り。是御風病（註）。今日は殊なる事御せず。然れどもなほ尋常に御せず。左府参入せらるも、頗る惱氣有り」といへり。

〔諒闇の間禁色の宣旨を下さるるの事〕

二十日、丁巳。藏人兵部丞（橘）義通・左衛門尉頼祐・右衛門尉章信等、昨日禁色の宣旨を下さる。或云ふ、「頼祐・章信御禊の前駆に差さる。仍つて此の宣旨を下さる」と云々。諒闇の間聞かざる事なり。識者傾すと云々。早朝資平内より罷り出でて云ふ、「玉体は尋常に復御。左府頗る惱氣有り」と云々。昨夕賀茂の上

下の社の祢宜を陣外に召し、仰せを伝へられて云ふ、「齋王替へ奉らざるの事、須く早に申さしめ給ふべし。而るを触穢の間、使を差し申さしむべからず。然る間御禊後日に在り。しばらく此の由を祈り申すべし」といへり。左中弁御禊点地並びに御禊祭の御出の日時等の文へ昨日点地をを持ち来る。また禊祭料の未進勘文・点地等の文有り。未進勘文を奏聞せしめ、物催し納めしむべきの由、これを仰せ畢んぬ。

〔齋王の禊の事〕

二十一日、戊午。今日御禊。仍つて未の剋ばかり参入せんとするの間、忽に陰り小雨。剋を経ずして止む。天気朗明。神感有るに似たり。雨後参入す。

〔宰相不参の事〕

宰相内の穢に触るるに依り、今日不参。左中弁・外記・史客殿の東庭に列立す。藏人式部丞業敏尚書（註）の辺に立つ。予揖して座に着く。弁・藏人・外記・史座に着く。次いで御車の牛及び肥牛等を召見するに、一両未だ参らずといへり。懈怠の由を仰す。其の後長官為理朝臣参入し、下仕等の遅参の事を仰す。内藏寮饌を差め、又酒を勧めんとするに、予仰せて云ふ、「垣下の人藏人一

人なり。盃を転ずる人無かるべきなり」と。仍つて止む。案ずる所は、若し尚書盃を勧め蓋を転ずるの間、また然るべきの人無かるべきに依る。汁を居えしめず。また箸を立てず。申の剋に臨み下仕・走孺等を召見す。諸衛の前駟・次第使及び藏人所の前駟等、皆内の穢に触る。仍つて院の座に着かず。申の剋の内御車を寄す。左中弁云ふ、「齋王此の一両日御齒を悩み給ひ、只今なほ悩み給ふ」といへり。御車に乗り給ふの間、近習の人祇候す。而るを穢に依り参らず。左中弁触穢の疑ひに依り御殿に登らず。女房等御屏風を立てんとし、御几帳を指す。頭露なるに依る。予早に出で見物す。へ洞院の西大路。齋王日未だ入らざるの前渡り給ふ。先例弁・外記・史等先に一条を度る。而るを左相府去年の狭敷に於いて密に見ると云々。進退便なきに依り度らざる所なりと云々。左中弁の兼ねての案なり。今日使の官人院に候せざるは、前例に背く。下官今日出車三両。左中弁一両。上達部穢に依り出ださざる故。

二十三日、庚申。按察中納言(隆家)書を送りて云ふ、「明日齋王を替へ奉らざるの宣命の事、早朝参入し行ふべきの由、頭弁示し告ぐ。件の事更に案内を知らず。前例を聞かんと欲す」といへり。子細示し達す。

「右大臣警固を行ふ為参内するも、左右兵衛参らざるに依り退出の事」

左兵衛尉(宮道)式光云ふ、「右大臣警固を行ふの間、左右兵衛府の官人参らず。但し左兵衛尉藤原邦経、東宮の殿上に候し、召に应ぜず。相府腹立ち、警固の事を行はず退出す」といへり。

「申の日警固を行はるの事」

今日行はるべしと云々。二府具はざるの時、警固を行ふの事、多く其の例有るか。但し是近衛府外の事なり。夜深く、按察綾表袴を借送す。使に付してこれを送る。明日の齋王の宣命の事に依り、吉服を着るべしと云々。

「齋王替へざる由奉幣の事」

二十四日、辛酉。修理大夫(通任)示送して云ふ、「按察納言内より告送して云ふ、『今日の賀茂の使の宰相へ齋王を替へ奉らざる宣命の使なり』昨日仰せを廻らすに、悉く故障を申して参らず。早にこれに参入すべし。これ天氣有るに依る」といへり。而るを齋院に参入すべく、両役の間これを為すこと如何。案内に随ふべし」といへり。余答へて云ふ、「とかく只勅命に随はるべし。先に彼の役を勤め、御社より齋院に参らるるに、何事か有らんや。」

院の事に至りては、上一人⁶⁹着き行ふに、闕怠無かるべし」と。
 今日例に依り幣を奉るも、河原に出でず。諷誦を賀茂の下の御社の神宮寺に修す。祭事を執行の間、事無かるべきの祈りなり。使の府の少将⁷⁰（藤原）実経の所に、将曹（紀）正方を差し袴へ摺らず。縑の腰。腰の端少し灑ぐ⁷¹。久々り相同じを遣る。資平の袴褌み加ふ。腰は蘇芳濃。久々り同じ。件の袴等摺らず。また腰を画せず。諒闇に依る。

「賀茂祭の事」

未の剋ばかり齋院に参る。而るを官祇候す。下仕・走孺並びに蔵人所の飭馬・院の童女の馬を見ること常の如し。其の後修理大夫通任参入して云ふ、「今朝召に依り参内し、齋王を替へずと為すの宣命、件の使は、去年十一月相嘗祭以前に、行はるべきの事なり。使して賀茂に参り、賀茂より参入する所。宣命の事は按察納言これを行ふ」と。又云ふ、「昨宰相を召すに、悉く吉服無きの由を申す。源宰相頼定のみただ触穢の由を申す。吉服無きの障りは奇怪の事なり」と。御禊の日、檢非違使参入せず。ただ看督長⁷²等有るのみ。今日使の官人等参入す。仍つて左中弁に仰せ、史是氏に伝へ、檢非違使を召さしむるに、暫く遅留す。下藪の右衛門の府生（凡河内）俊致差し進め、御禊の日の不参の事を問ふ

に、俊致申して云ふ、「宣を官人等に問ふに⁷³、おのおの申す所を以つて申さしむべし」といへり。即ち客殿の前の床子に復し、官人等に問ふに、また参り進み申して云ふ、「おのおの陣直を勤むるの間、禁中の穢に触れ、参入せざる所」といへり。予仰せて云ふ、「申す所当たらず。其の故は、使の官人は禊祭の日参院の事、若し濫吹の事有らば、札行を為すなり。身触穢と雖も、院の陣外に参り其の由を申さしむべし⁷⁴。今避け申す所は理致無きに似たり。須く奏聞を経べし。然れども彼の日たまたま使の官人を以つて札行せしむべきの事無し。仍つて奏聞すべからず。後々の為に仰す所なり。官人等又申す所無きなり。次第使右馬允（紀）知貞客殿の座に召着し、外記に仰せて御禊の日の違濫の事⁷⁵等を仰せしむるに、己に避くる所無し。今日能ふべき行事を仰せしむるに、左馬助資平所勞と称して座に着かず。蔵人所の前駟は参り着く。事晩に臨むに依り箸を下さしめず、座を起たしむ。これより先、上・宰相・上官等の座に一献有り。粉熟を差め、また飯を居えんとするも、日暮に依り停止す。余座を起ち、御前に近づき、御輿を寄せしむ。乗御了りて、修理大夫相引きて退出し見物すへ御禊の日の所。申の剋ばかり、齋王度り給ふ。御後の次第頗る遅々の間、日漸く没らんとす。今日院の御幣の前、近衛府の舞人度る。仍つて留め整へしむ。次第に時剋を経。内蔵察の

使権頭（大江）景理・近衛府の右少将実経・右馬寮の助（茨田）
 為弘・中宮の使亮（藤原）惟風、以上皆童六人を調ふ。陪従等、
 歌笛の声を発せず。諒闇に縁る。儼人の袴の腰多く染めずと云々。
 事の理然るべからず。上古の例は摺袴、何ぞ況んや腰を染めざら
 んや。院の出車の人々、太皇太后宮大夫へ（藤原）公任・右衛
 門督（頼通）・左近中将経房、下官二両、左中弁一両。兩日権僧
 正（慶円）に馬を借り騎らしむ。前駟の口付に手作布二端を給せ
 しむ。左兵衛尉（イ）、式光云ふ、「昨日の警固兵部卿（藤原）忠輔
 を召仰せこれを行ふ。右府候すへ右近衛府候せず。近衛府候
 すべきものなり」と。固実を知らざるか。後日聞く、内蔵寮の
 使の景理初めて騎馬の間、馬驚き走り、落馬突面す。然れども異
 変無きなり。内命婦（ウ）、洞院の東大路の東の辺に於いて落馬し、
 其の後車に乗ると云々。

二十五日、壬戌。早且資平来りて云ふ、「昨日の祭使の所歌儼無
 し。按察納言（隆家）・尹中納言（時光）・兵部卿（忠輔）・右
 衛門督（懐平）彼の所に在り」といへり。又云ふ、「侍従納言度
 々云ふ、「使の神館の幕所に向ふべし」といへり。只今罷り向
 ふ」といへり。黄昏資平来りて云ふ、「神館に罷り向ふ殿上人、
 ただ権左中弁（藤原経通）・藏人義通のみ。諸大夫七八人来り会

して衣を脱ぐ。拾遺納言（行成）女車に乗り彼の辺に立つ。また
 還饗の所の上達部、皇太后宮大夫俊賢・左衛門督頼通・大蔵卿
 （藤原）正光・左近中将経房・左兵衛督実成・左三位中将教通・
 右三位中将（藤原）頼宗」と云々。左金吾・両三位中将等の随
 身に疋絹を与ふ。権勢を思ふに依るか。近代の例なり。按察着
 袴を返す。

二十六日、癸亥。召使来りて云ふ、「中宮の行啓へ明日へ供
 奉すべし」と。彼の宮の属（宇治）良明申して云ふ、「糸毛の車
 へ車副十二人へを奉るべし」といへり。齋院の車を借りに遣り訖
 んぬ。四条大納言綾の表衣・下装を借送す。使に付し了んぬ。
 明日の駕取りの間着るべき料か。明日の立后の饗所の料、匠作（オ）
 唐の瓶子四口を借る。即ち送るなり。匠作示送して云ふ、「明日
 の立后の事、左相府行はるべからず。仍つて今日藏人を差し、
 右相府に仰せ遣らるべし」といへり。左府民部大輔（藤原）為任
 を招き、桑糸百疋を女御の許に奉らるといへり。匠作（三善）
 興光朝臣を以つて言送して云ふ、「土敷料の龍鬢の筵二枚求め得
 ること能はず」といへり。興光朝臣に付し求むる数を送り了んぬ。
 齋院の長官為理朝臣云ふ、「齋王院に還るの後、歌舞例の如し。
 院はこれ御社に同じ。神殿有るに依る。諒闇と雖も、歌遊あり」

と云々。又云ふ、「院の下部の夢に、車に乗る人^〇東門の外に來り車を留め、院司等を召し出す。長官已下悉く參列するに、車に乗る人云ふ、「祭停むべし云々は、如何、実か」と。為理申して云ふ、「然らざる事なり。行はるべきなり」と。甘心の氣有り帰り去る」といへり。

二十七日、甲子（危日）。去夜より甚雨。朝の間いよいよ甚し。

内豎來りて云ふ、「先に式部仰せて云ふ、「大臣三人障り有りて參らず。巳の剋以前に參入すべし」といへり。何事なるかを知らず。推量する所は、若し今日の立後の事か。左相府を憚り參られざる所か。天に二日無く、土に二主無し。仍つて巨害を懼れざるのみ^〇。予申さしめて云ふ、「去夜より聊か所勞有り。相ひ扶けて參入すべくも、巳の剋以前には參入し難きなり」と。匠作長筵を借送す。即ちこれを送る。新後の饗所の料か。尹中納言（藤原時光）人を以つて云ひ送りに云ふ、「將監（藤原）兼任今日吉田祭使を勤むべし。而るを日ごろ寸白を悩み^〇、未だ減じ平らぐる能はず。仍つて將監（身人部）仲重に談じ身代と為し出立せしむるの由、昨夕左府に申すに、許容し了んぬ。其の命に云ふ、「大将に觸るべし」といへり。仍つて示送する所なり」といへり。答ふるに聞き給ふの由を以つてす。袴^〇へ摺らず。賀茂祭の袴の

如し、隨身近衛守近を差し尹納言の許へ送る。被け物^〇へ単重。女装束一襲へ二藍の織物の唐衣。同色の織物の掛（色頗る唐衣より薄し）。紅染の擣の綾掛一重。同色の重袴一具、四条大納言の御許に送り奉る。先日示送せらるるに依るなり。今夜掣の営みへ左三位中将教通有りと云々^〇。早旦諷誦を清水寺に修す。多事の日に依るなり^〇。女装束の使の男へ出納、疋絹を与へらる。感悦の報せ有り^〇。なかんずく打衣はなはだ鮮明といへり^〇。

「立後の節会。女御城子」

參内すへ未の一点。諸卿參らず。大外記敦頼朝臣云ふ、「南殿の御装束及び所々の屏幔皆立つ。今日の事上卿未だ仰せ下されざるの前、装束使奉仕す。左中弁參らず。又史（但波）奉親朝臣參らざること、云々するが如し^〇」といへり。奉親朝臣宅より下臈の史の所に仰せ遣り、奉仕せしむる所なりと云々。奉親朝臣は左府に候する者なり。若し承る所有るかといへり。參入の由資平を以つて頭弁に示さしむ。余仗座に着く。小庭の前に屏幔を立て、宜陽殿の西壇に同じく曳く。しばらくして頭弁陣に出でて云ふ、「今日立後の事有るべし。而るを其の事を行はしめんが為、昨日藏人（高階）在平を差し、右大臣の許に仰せ遣るに、奏せしめて云ふ、「日ごろ所勞有り。參入すべからず。但し承り行ふの人無

くば、相扶けて参入すべし」といへり。次いで内大臣（公季）に仰せらるゝに、物忌の由を申さる。仍つて臣に仰せ下さるる所なり」といへり。此の間蔵人在平陣に出で、頭弁の後に居る。宣旨を伝へ仰すべきに似る。事奇怪に依り^⑧之に示して退かしむ。頭弁同じく指示して已む。頭弁云ふ、「先に参入の由を奏すべし」といへり。即ち殿上に参上す。相替りて在平来り、綸旨を伝へて云ふ、「所司具するや」といへり。答へて云ふ、「初め承る所無し。何事や、如何」と。云ふ、「今朝内豎を差し申さしめて云ふ、「大臣参らるべからず。今日の立后の内弁奉仕すべし。又未の剋宣命の事有るべし。早に参入すべしといへり」と。答へて云ふ、「内弁の事承らず。内豎ただ参入すべきの由を仰すのみ」と。今に至りて勅有り。召し仰すべきの由^⑨奏聞し了んぬへ思ふ所は、内弁の事は内豎を以つて伝へ仰すべからざるか。若しくは日ごろこれを仰せ、若しくは参入の時面として仰すべきか。古伝を知らざるなり。外記（下毛野）公頼を召し、内記を召し遣るべきの事、所司・諸衛を召し仰すべきの事、諸卿に廻告すべきの事等、これに仰す。其の後頭弁仰せて云ふ、「宣耀殿の女御（藤原城子）皇后と為すべきの宣命、作らしむべし」といへり。余問ひて云ふ、「中宮を尊びて皇后と為し、女御を以つて中宮と為すべきか」と。云ふ、「ただ皇后と為すべし」といへり。問ひ

て云ふ、「御名は城子か」と。云ふ、「然るなり」といへり。又云ふ、「位は従五位下」といへり。内記資信参入するに、従五位下藤原城子皇后と為すべきの宣命の事を仰す。但し中宮立たせ給ふの宣命に相同じか。また宣命は、前々の立后の時に相違無く例と為す。仍つて須く先に前々の宣命の草を召見すべし。然れども内々見る所有り。仍つて直ちに仰せり、見合はすべき由敦頼朝臣に仰す。予南の座に移り、内記宣命の草を進むるに、事の誤り無し。見りて左相府に奉る。時剋多く移るも帰参せず。若しこれ申し通ずるの人^⑩無きか。頭弁並びに敦頼朝臣同じく此の疑ひを成す。相府立后の事類りに妨遏有るの故なり。万人怖畏を致す。按察中納言（隆家）・右衛門督（懐平）・修理大夫（通任）等参入す。自余の卿相は中宮（東三条）左府同坐すと云ふに候す。召使諸卿参入すべきの由を申さしむるに、卿相の前に召し出し、口々に嘲哂罵辱し、敢へて云ふべからず。公事無きに似たり。敦頼朝臣弾指す。敦頼朝臣云ふ、「左府召し有り。然れども事とかくに寄せ暫く参らず」といへり。今日の事を行ひ了るの後、参入すべきの由これに仰す。今夜戌の剋東三条の中宮内裏に入り給ふ。万人此の事に帰し、立后の事を忽諸にす。宣命の版数度催す後に中務置く。式部晩に臨んで僅かに標を立つ。今日の事なほ水を以つて巖に投ずることし。これ相府の氣に依る

なり⁸⁰。申の終りばかり内記帰り来りて云ふ、「宣命の草左府に内覧するに命じて云ふ、『宣命文例文に違はず。但し先に立たせ給ふ后へ中宮へ有り。国内斯流幣伎文⁸¹は除かるべきか。そもそも計り行ふべし』」といへり。意を得ずと雖も其の文を削らしむ。また相府に奉るに、また命じて云ふ、「天下の政と云ふ文及び其の次の文、停むべし。また食す国として古より行ひ来ると書くべきなり。已下の文は旧の如し」といへり。強ちなる御難なり。奇とすべきなり。改め直して後更めて持ち来るべからず。奏聞すべきの由を示すべしといへり。彼の命の如く改め書かしめ、御所に進みてへ階下を経て射場に進む、奏せしむ。即ち返し給ふ。清書せしめて奏し進る。返し給はりて陣に復す。暫らくして内記に返し給ひ、陣の座に候せしむ。陣後に出で靴を着け、外記を召して、陣を引くべきの由を仰す。外記申して云ふ、「陣を引き了んぬ」と。仍つて宣命を笏に取り副へ、軒廊へ衝黒⁸²を進む。而るを左右の陣未だ引かず。催し仰せて引かしむ。近仗⁸³の服は中儀へ將は縫腋弓箭を帶し、開門し、近衛は黄衣を着る、南階を挟みて左右に立つ。次いで内侍東檻に臨み、還り入りて後、予東階より昇り、南の簀子敷を歴て兀子⁸⁴へ東の第三間の柱下へ着く。次いで承明・建礼等の門を開く。しばらくして闕司承明門の東西の座に分かれ着く。次いで予舍人を召す。二声。大舍人唯を称す。

少納言(源)守隆代り入りて版位に就き、刀祢を宣召す⁸⁵。上達部標に就き、定めに立つへ中納言隆家、参議懷平・通任の三人。諸大夫一人も参らざるは、往古聞かず。中納言藤原朝臣へ隆家を召すに、唯を称して参上し、簀子に立つ。余右手を以つて宣命を給ふ。これを受け退下し、軒廊の西の第一間の東柱の下に立つへ柱の外、南面して立つ。次いで予退下し、軒廊の東の二間より出で列に加はる⁸⁶。次いで宣命使版位に就き、宣制二段。卿相段毎に再拜す。式に依る。但し第二段に或いは舞有りと云々。近頃は即ち中宮立たせ給ふの日(本年二月十四日)舞有りと云々。彼の日は忌日(藤原齊敏)に依り参らず。ただ伝聞する所。先日内の議有り。然れども今日式を存す⁸⁷。又故殿の御記を見る。仍つて舞踏を用ゐずして已む。宣命使列に立ち了んぬ。予承明門より出で、次第に皆出でて東の閣門・敷政等の門に入る。陣に復するに、即ち藏人雅康召を伝ふ。予南殿の北廂を経て参上するも、心神極めて悩まし。侍所に於いて御漿下を飲む。御前に参りへ又廂より進むが例なり、東廂の円座へ御座に当たるに候するに、除目の事を仰せらる。男等を召し硯を召すに、これを居う。柳菖に続き紙を納め、また先に頭弁に示して、宮司に任ずべきの者の名簿を加へ納めしむ。仰せて曰く云々と。唯を称し、笏を置き、先に墨を磨り、仰せに随ひて大夫を書く。奏して兼の字を云ふに、

天許^{四〇}。次いで又仰せに依り亮を書く。兼の字大夫に同じ。仰せて云ふ、「次々書くべし」といへり。硯^{四一}に納むるの宮司の名簿を覽じ、仰せらるる所か。前に又本宮の注進に随ひて書く所なり^{四二}。今般の宮司多くこれ本官有り。皆兼の字を賜る。書体上に注す^{四三}。書き了りて硯等を撤す。除目を以つて柳宮に盛り、笏を腰に挿み、御辺に進みて奏覽す。笏を抜き座に復す。御覽じ了り、笏を挿して進み、これを給はりて座に復す。即ち入御す。余除目を笏に執り副へ、退下して陣に復し、外記を召して硯を進ましめ、右衛門督の前に置く。余除目を金吾に授け清書せしむ。別紙に大夫を書き、亮已下は一紙に書く。此の間頭弁仰せを伝へて云ふ、「皇后宮に陣を待らしむべし」といへり。

「諸衛の將佐一人も參らず。仍つて啓陣^{四四}の事直ちに外記に仰す」外記公資を召し六衛の將佐等の候不を問ふに、奏文を進むと雖も、一人も參らずといへり。今日の気色を見るに、甚だ以つて言外なり。將佐を召し催すも參入すべからざるか^{四五}。仍つて皇后宮に陣を候せしむべきの由、直ちに外記に仰せ了んぬ。前例一府の佐も參らざるの時、外記を以つて仰せの志を伝へしむ。そもそも前例は、上卿膝突二枚を敷かしめ、左右の佐を召し一度にこれを仰す^{四六}。初め近衛府、次いで衛門、次いで兵衛。然れども時に随ふの議、

盍し此の如きか。更めて催がし召さしめず、外記に仰するのみ。清書了りて後^{四七}、外記の莒を召し清書を盛り、外記に給ふ。御所に進み奏聞し、返し給はりて陣に復す。外記をして式部を召さしむ。外記公資度々式部侍る由を申す。これ例なり。夜闌に依り三度に及ばず。式部丞在平へ藏人へ參り進みて小庭に立つ。予北面して宣りて云ふ、「万宇古」と。在平唯を称し、膝突に進む。予右手を以つてこれを給ふ。これを受け退きて本の所に立つ。万介多へと宣る。唯を称して退出す。余・大夫へ隆家・同車へ・右衛門督へ懐平へ・修理大夫へ通任へ新后宮へ亮（藤原）為任の堀河辺の故（高階）道順宅へ參り、參入は西御門・同方の中門よりす。先に宮司等に慶びを奏せしむへ寢殿の坤の辺に於いてす^{四八}。拝礼し了り、亮為任を以つて上達部參入の由を啓せしむ。即ち伝へ啓する由。仍つて次第に庭中に進み拝礼すへ上達部四人。侍従は一人も參らず^{四九}。畢りて御前を経て東対の座へ母屋に簾を懸けず。北上対座す。嘉木の机・高麗端の畳を用い、土敷・円座を用いず^{五〇}に着く。侍従の座へ南庇。西上北面。机（黒柿）、畳（紫端）へ、侍従は一人も參らず。また所々の殿上人・諸大夫の饗は酒部の幄に有りと云々^{五一}。殿上人一人も參らず。役送^{五二}の五位六七人ばかりか。其の外は見えず。女院（藤原詮子）皇后に立たせ給ふの日（寛和二年七月五日^{五三}）、母屋の饗有り。其の後々の立后

の饗は、皆此の儀を用ふ。四条宮（藤原遵子）立たせ給ふ饗の座（天元五年三月十一日⁸⁸）は廂を用ふ。高麗の畳上敷土敷・茵、彼の時⁸⁹例を尋ねて行はるる所。但し（藤原）濟時卿云ふ、「皆⁹⁰円座を用ふ」と云々。今夜夜深く、客少なく、また盃を勧むる人無し。予大夫に示して云ふ、「盃を勧むる人相分つべからざるか⁹¹」と。大夫甘心す。一献は大夫。次いで粉熟を居う。二献は亮為任。飯・汁物を居え、箸を下す。三献は修理大夫。次第に祿有り。納言は大樹一重。両宰相⁹²は鳥子の重。祿の後退出すへ子の剋ばかり。正絹を隨身⁹³に給はる。今夜為任云ふ、「式部卿宮（敦明親王⁹⁴）出でさせ給ふ⁹⁵は如何」といへり。答へて云ふ、「上達部幾ばくならず。内に然るべきの人無し⁹⁶。出でさせ給はざるが宜しきか」と。甘心して退帰す⁹⁷。

皇后宮の職。大夫從二位藤原朝臣隆家兼 亮從四位上藤原朝臣為任兼 大進正五位下藤原朝臣良道 権大進從五位下藤原朝臣俊忠兼 少進正六位上藤原朝臣師通 大属正六位上安倍連為善兼 少属正六位上伴宿祢興忠兼 寛弘九年四月二十七日
本宮の注奏に随ひ任ずる所。今日為任朝臣を以つて新后宮に奉られ、冊命を聞かるる由と云々⁹⁸。これ前例なり。祿有りと云々⁹⁹。冊命以後、藏人章信を以つて御挿鞋を新后に奉らる。祿有りと云々。

「左府の妨遏に依り、大床子・師子形内より奉られざるの事」
度々の例を見るに、大床子・師子形は内より奉らる。而るを左府妨遏す。仍つて本宮造らしむと云々。後日聞く、史奉親朝臣云ふ、「除目の清書左府に奉らるべきか」云々と。除目は専ら奉らざるなり。奉親は至愚のまた至愚なり。奉親朝臣八省に参り、参内せず。下臈の史を以つて御装束を奉仕せしむ¹⁰⁰。これ極めて冷淡なる事なり。敦頼朝臣の申す所なり。

「中宮入内の事」

今夜へ戊の剋、中宮東三条院より内裏に入り給ふ。右三位中将頼宗正三位に叙す。後の乳母藤原高子加階すと云々。これ頭弁の談ずる所なり。東三条慶賀か。上階の慶びは不甘の事なり¹⁰¹。行啓に供奉の卿相、大納言（藤原）道綱・斉信、中納言俊賢・頼通・行成・時光・忠輔、参議正光・経房・実成・頼定、右三位中将頼宗。藏人頭より始めて、侍臣首を挙げて¹⁰²扈從す。両处玄隔するは、王憲を怖れざるか¹⁰³。上達部障りを申し、冊命に参らず。俄かに或は触穢、或は所労と。なかんずく源中納言俊賢、冷泉院の素服を給はるに依り参入せず。吉田の祭に当たるに依るといへり。而るを行啓に供奉し内裏に参入す。既にこれ公事を忽諸にす。後に聞く、諸侯東三条に候するの間、喚使参内すべきの由を申すに、

手を打ち同音に咲ふ。其の後嘲哂極り無し。大蔵卿石を執り召使を両三度打つと云々。狂乱するか。神の咎め有らんか。天譴有らんか。至愚の者と謂ふべきなり。

二十八日、乙丑。新后亮為任朝臣を以つて、昨日の行事の悦を仰せらる。参内す。一両の卿相と相共に中宮の御方に参るに、左府卿相数多候せらる。昨日の事を思ふに、いよいよ王道弱く臣威強きを知る。嗟手々々。饗饌有れど酒せず。皇太后宮日ごろ寸白へ御頬と云々を悩ませ給ふ。只今痛く悩ませ給ふの由、一両度御消息有り。左府云ふ、「三箇日罷り出づべからず。而るを此の告げ有り。これを為すこと如何」と。予答へて云ふ、「必ずしも籠坐すべからざるか」と。相府云ふ、「然るべき事なり。取り遣る車早には将来すべからず。左衛門督の車に乗り馳せ参るべし」といへり。予右衛門督と同車し、皇太后宮に参るへ途中乗燭。しばらくして左府参らる。中宮に候するの卿相同じく参る。兵部卿は参らず。予暫く候して罷り出づへ戌の剋ばかり。今日中宮に参る卿相、大納言齊信、中納言俊賢・頼通・隆家・行成・忠輔・参議懷平・正光・経房・実成・頼定、三位中将教通・頼宗。雲上の侍臣雲集するのみ。今朝四条大納言の消息に依り、資平太皇太后宮に詣向す。件の宮の西の対に於いて、去る夜婚禮

を行ふ(女十三)。後朝の使は右衛門佐輔公へ高麗端の畳を以つて座と為す。今朝御消息有り。予の申し遣る所なり。盃酒を勧むるの垣下と為し招く所なりと云々。内の御使の外、四位已上を招き垣下と為す。必ず然るべからざる事。また饗饌有り」と云々。前大和守(藤原)景齊・左京大夫(源)長経、及び五品等、多く会すと云々。一家過差無きに、今此の事有り。これを計るに後悔あらんか。

今夜皇太后宮より退出の間、資平車後に待して云ふ、「今日内の陪膳に候するに、仰せて云ふ、『近く祇候すべし』といへり。仍つて御台盤の下に進み候するに、仰せて云ふ、『昨日の立后の事、思ひを止むる事無きなり。而るを大臣より始めて諸候参らざるを、大将藤原朝臣召に応じすなわち参入し、件の大事を行ふ悦び思ふこと極まり無し。久しく東宮に在り、天下を知らさず。今たまたま登極し、意に任すべきなり。然らざるの事は愚頑なり。然るべきの時、有らば、雑事を云ひ合はすべきの由、まさに此の事を伝へ仰すべし。汝外に漏らすべからず。又大将漏らすべからざるの人なり。汝見る所有り。仍つて仰せを伝ふる所なり」と。仰せ了りて早に起ち入り給ふ」といへり。余戒めて云ふ、「ゆめゆめ妻子に談すべからず。但し明日必ず陪膳に候し、ただ恐るる由を奏すべきなり」と。希有の仰せ事なり。未の剋ばかり、

(慶円) 僧正過ぎられ、やや久しく清談す。或云ふ、「今日藏人(源) 朝任朝臣を以って、新后に奉らる。被け物有り」と云々。冊命の後朝の御使か。

二十九日、丙寅。昨日左府云ふ、「左大将奏せしめて云ふ、「大神の使將監(源) 重季、軽服に依り、代官を申すも、傍の將監皆故障有り」といへり。仍って大外記敦頼朝臣を召し、他の官近衛府使を奉仕するの例を勘へらるるに、大略延長の間に例有るの由を申す。またまた勘ふべき由を仰せらる」と。件の祭穢に依り延引す。四条納言書状を送りて云ふ、「賀公の供人の祿の事等、今日は復日、次々の日々も宜しからず。来月三日に其の用意有り。五位六位の隨身・雑色の長、並びに列者の車副・牛童等の祿法注送す。示送に随ひてとかくすべし」といへり。大略報示了んぬ。

三十日、丁卯。(平) 季信朝臣云ふ、「三位中将近江守と共に車に乗りて相従ふ。其の外に五位八人・六位二人」といへり。右衛門督(懷平) 示送して云ふ、「召に依り今朝参内するに、立后の日の事を仰せられ、「公の大辱と為し、皇后と為さざる上達部の冷淡は、仰せ尽すべからずといへり。彼の日早に行事に参る

は、尤も悦び思ふ。仰せを伝ふべしといへり。しばらく資平を以って仰せしむ」といへり。食祿の身、王命に背き難く、素浪の責、日に夕に歎く所。

注
寛弘九年(一〇二二)夏 長和元年(改元十二月二十五日)

- (1) 諒闇りようあん。「諒」はまこと、「闇」は謹慎或は暗しの意。天皇の服する喪のうち、もつとも重いもの。期間一年。本来天皇の父母に対して行われるものであるが、その他に対して行われる例も多い。臣下にも素服を与えて服喪させるが、その期間は一定していない。一条上皇の崩御は、寛弘八年(一〇一一)六月二十二日のことである。
- (2) 賀茂祭事を行ふに縁り、今日より吉を着すべし。実資賀茂祭上卿なるに依りて吉服を着す。
- (3) 擬階奏しぎかいのそう。平安時代、毎年四月七日に行われた恒例の儀式。諸司の六位以下の官人について、その成績考査の結果により、太政官が位階の昇進を奏上する。『年中行事御障子文』には「二省奏成選短冊事」と見える。
- (4) 禁中の穢こもごも来るの疑ひを懼るる為。外記、史生と相連れて触穢の内裏から擬階奏を持つて訪れて来たためである。
- (5) 禊祭の勘文下し給ひ、催し仰せしむるなり。『禊祭の勘文』は、前条の「禊祭物の未進の勘文」。「下し給ひ」「仰せしむる」は、ともに記者実資の自敬表現。
- (6) 料の物を下すの由。損朽せる御輿の蓋を張り替えるための物を御下賜いただきたい旨。
- (7) 左中弁筆を執ること云々の如し。『云々』は、前条の「出車・童女

の馬の事等を定む」に当たる。

- (8) 莛車を覆ふべし。檳榔皮を使い莛車を覆うて檳榔毛の車の体を作る
ことか。
- (9) 仍つて二両を奉らしむべくも。 「しむ」は記者実資の自敬表現。
- (10) 奇驚極り無し。季の御読経に候せし僧の近曾には触穢の疑いがあつ
たからである。
- (11) 近日上下の人或は甲或は乙、惣て乙丙ならざる無し。近日禁中に祇
候する人で触穢の疑いを免れている者は誰もいない、の意か。
- (12) 奏聞の刻を以つて、穢の始めと為す。死去の事を奏聞する、その時
刻を触穢の最初の時とする。三月二十四日の夜は禁中に候し、二十五
日の巳の刻退出、その夜中に死去ゆえ、死去の事の奏聞の時刻は二十
六日未明となるか。
- (13) 夢に行事懈怠の由を見る。賀茂の祭事執行の怠慢を咎められる夢告
があつた、の意か。後の条に「若し然るべきの告有るか」とある。
- (14) 勅旨田。ちよくしでん。主に奈良時代から鎌倉時代にかけて、皇室
関係の諸費用にあてるために勅旨によつて開墾耕作された田。不輸租
田の一つ。これは一条天皇の御遺領である。
- (15) 蘇芳。すほう。蘇芳の衣か。これは、後の「宝物等」と共に、一条
天皇の御遺物である。
- (16) 黒谷道。くろだにみち。「黒谷」は、京都市左京区、比叡山西塔の
北谷。法然が修行した青龍寺がある。
- (17) 後院。ごいん。こういん。天皇の常の御所のほかに設定された予備
的な御所。離宮の一つ。天皇のほか皇太后、太皇太后の後院があつた
こともある。讓位後の御所（仙洞院御所）となることが多い。こゝは、
一条天皇の後院である。
- (18) (藤原) 資頼。ふじわらのすけより。生没年未詳。平安中期の官人
で、藤原懐平男、実資の養子となる。実資の日記「小右記」によく登
場し、公私にわたり実資に近い存在であつた。阿波権守、彈正少弼、

伯耆守、刑部少輔、美作守を歴任し、「御堂関日記」寛仁二年二月三
日の条には道長家家司と見える。

- (19) (藤原) 顕信。ふじわらのあきのぶ(九九四〜一〇二七)。道長の
三男。母は源明子。長和元年(一〇一一)正月十六日晝、革堂行願寺
に至り、行円(皮聖)上人により剃髮。比叡山無動寺に入った。時に
十九歳、右馬頭であつた。出家の動機については詳らかでなく、父道
長は「有本意。所為にこそあらめ、今無二云益」と記し、あきらめの
心境を語っている。顕信は出家後の長和四年七月、京に入つて灸治を
受け、恐らくその後、健康上の理由から一時大原に移つたが、万寿四
年(一〇二七)五月に至り、無動寺において遷化。時に三十四歳で
あつた。
- (20) 無動寺。むどうじ。平安前期の天台僧相應によつて創建された、比
叡山東塔所屬の一院で、天台回峰修験の道場の一。貞観五年(八六
三)に仏師仁算に造立させた等身不動明王像を安置する仏堂を、同七
年に建立して無動寺と号したのが始まり。同九年九月には供養が行わ
れた。元慶六年(八八二)には堀河太政大臣藤原基経の上奏により天
台別院となつた。
- (21) 山科祭。やましなのまつり。山科神社(二座、延喜式内大社)の祭
りをいい、四月・十一月の上巳の日に行われた。昌泰元年(八九八)
三月七日に「官祭」として始められたことが、「諸神根元抄」所引
『新国史』以下の諸書に見える。祭りには、「走馬十疋。其使属一人
率馬医、騎士、馬部等供奉(「延喜左右馬寮式」)するのを例とし
た。「官祭」につき、在地勢力の宇治郡司官道氏―藤原高藤系―醍醐
天皇の婚姻関係は無視できない。
- (22) 三年一請の物。さんねんいっしょうのもの。齋院司(さいいんのつ
かさ)に与えられた給付の一つ。三年に一度、その申請によつて、内
藏寮(くらりょう)から一定の官物が支給された、その官物。
- (23) 齋院の三年一請の絹の事を申す。齋院司に支給される官物として、

加賀国が負担している絹を内蔵寮に納める事について、その猶予を願
い出たのである。

24 左府營ぎ参らるる「左府被營参」「營」は「いそぐ」で「急ぐ」に
同じ。

25 かれこれ云々「彼是云々」「彼是」は、彰子の病状について云う、
或は、その病状について噂する人々を云うか。

26 中宮「中宮は道長の次女の藤原妍子（ふじわらのきよこ）。
彼の日は后を定むる日なり」四月二十七日に后に立つのは、大納言
濟時の一女、藤原城（城）子（ふじわらのすけこ）である。本記の長
和元年四月二十七日の条を参照。

28 （安倍）吉平朝臣と相並びて占推するに「御堂関白記」に「惟風
朝臣来云、東三条井有厭物云々、参召（安倍）吉平令問、申云、是厭
物也、又令占申厭物由」（長和元年四月十日の条）とあり、安倍吉平
は、既に前日から、道長に召されて占に従っていたようである。

29 式部の下名未だ給はざるに、参らずと云々「式部下名未給、丞
（高階）在平乍候内不参云々」この一文の文意不分明である。

30 （頭書）除目の内覧は、一切不問の事なり「これは、頭注として、
前条の「黄昏大外記敦頼来り、雑事を申す次いでに云ふ、「去月（三
月二十六日）の小除目云々」の上にあるべきものである。

31 案内を加奏せしめ畢んぬ「禊祭の行事に内定の宰相（参議の唐名）
藤原通任は、祭の行事としては新任の者である。新任であるが、それ
でよろしいかと、裁可を伺うて、伝奏に加え奏するのである。通任は、
その姉妹の一人城子（すけこ）の立后を、本条より十五日後の四月二
十七日に控えている時の人である。

32 下官三両を奉るべくも、祭の日に二両を奉るべし「実資は、出車に
ついて、御禊の日には、三両奉る積りであるが、その三両のうちの一
両は或る人から借りる物ゆえ、祭の当日には、二両しか奉ることが出
来ない、の意。

33 二両の車副「二両の車副の人と、その人たちが着用する獵袴。

34 今一両の車副の袴は「祭の日奉るべからざるの故なり」御禊の日に
奉る出車三両のうち一両は求借の物ゆえ、祭の当日には奉ることが出
来ない。その車にまで院よりの車副の人及びその者の着用する袴を頂
く訳にはゆかない。これらは実資の家より都合させる積りである、の
意。

35 御禊の日の車の数僅かに四両のみ「御禊の日に用意出来る出車の数
は、賀茂祭の行事である実資の奉る三両、うち一両は求借の物と、左
中弁が編代車に院に有る檳榔皮を張って檳榔毛の車の体にして奉る一
両と、計四両である。

36 不足の車今三両なり。祭の日卿相奉るべしといへり。「祭の当日の
出車の檳榔毛は六両であるが、実資の都合する三両のうちの一両は求
借の物で奉ることが出来ないゆえ、都合三両の不足となる。この不足
分は卿相が奉る筈である、の意。

37 左大臣我れの為に無礼尤も甚し。はなはだ安んぜざる事なり「三
条天皇は即位以来事々に道長と対立し、確執関係にあった。この両者
の軋轢はよく指摘されるところであるが、その原因のひとつに道長の
外孫敦成親王の一日も早い即位実現があったことは否めない（『日本
古代における「貴族」概念』隴谷寿）。

38 藏人（平）雅康を以つて奏を經る「『大日本古記録』は、ここを
「以藏人（平）雅康經（ママ）奏」と作るが、「以藏人雅康經奏」と
ある『史料大成』に従った。

39 修理大夫藤原朝臣「参議藤原通任。
40 上一人「齋院をいうか。齋院御一人で祭を執行するという前例が
あったか。

41 而るを右馬寮に召籠せられ「後の条に「数日御馬薨の事に依り召し
候せしめし所」とある。愛宕郡司は、右馬寮に納めるべき馬薨（ばす
うか。まぐさ）を怠（滞）納して拘留されたものか。

42 御監仰せ下すべし。御監（ごげん）。左右馬寮の職名の一つで、左右各一人あって、左右馬寮のことを総裁するもの。近衛大将の兼任であるが適正に処理するであろう、の意。御監は大将の兼任であれば、ここは実資が係わることになろうか。

43 官の方より召し仰す。左馬寮の召捕より逃走中の今一人は太政官に於いてこれを召し捕える、の意か。

44 年の預りの允しとのあずかりのじょう。昔の官制で主殿寮などの判官（第三等官）。その年の諸事を担当する。

45 若し弁じ申すべき事有らば。郡司が拘留されるに至った理由について弁明するような事があれば、の意。

46 数日御馬藪の事に依り。今に至って其の身を免すべし。拘留の期間は「数日」の事であったか。

47 多くは立后の間の雑事なり。修理大夫藤原通任は九日後に迫っている姉城子の立后の事について心を砕いているのである。長和元年四月二十七日の条参照。

48 此の事を申さる。齋宮が替った旨を伊勢神宮に奉告をする、の意。

49 然らざるの時。賀茂の御社に奉告をしなかった時、の意。

50 大略承る所は。実資が、それに対する実資の意見が後の条に「愚案を廻すに」として出ている。

51 件の事。齋院替へ奉らざるの事。
按察納言。中納言藤原隆家。

52 頭痛、四肢の疼痛、あるいは異常感覚、発音障害、四肢の運動障害などの症状を伴うものの総称。

53 しばらく此の由を祈り申すべし。正使は後の事として、さしあたっては齋王替へ奉らざるの奉告が遅滞したことを賀茂の社に申告しておいてほしい、の意。

54 仍って未の剋ばかり参入せんとするの間。参入するの、紫野

齋院へ参入するのである。紫野齋院は宮城外に所在し、伊勢齋王（齋

宮）の野宮が嵯峨野にあったのに対し、紫野に設けられたことから、紫野院とも呼ばれた。近辺には有栖川が流れ、「袖中抄」には「有栖川は齋院のおはします本院のかたはらに侍る小川也」と記されている。

『文実』仁寿二年（八五二）四月十九日条に「賀茂齋院内親王禊。於河

浜、是日始入紫野齋院」とある。恵子（慧子）内親王（文徳天皇第二

皇女）の齋院入りを初見記事とする。その位置については、『山槐

記』応保元年（一一六一）四月十六日条に「一条以北」と記すが、現在比定地については詳らかにしない。しかし、京都市上京区杜横町に所在する櫛谷七野神社の地に擬す見解も出されている。齋院はこの地に齋院期間を過ごしたのち、賀茂祭の日に両賀茂社に奉仕し、その後紫野齋院に帰るが（還）、その道は上賀茂社の西から直ちに賀茂川

を渡って南下する紫野路をとることが多く、それを見物する人々でにぎわった。

56 客殿。紫野齋院の客殿。

57 尚書。しやうしよ。太政官の大弁・中弁の唐名。

58 女房等御屏風を立てんとし、御几帳を指す。齋王が御車に乗り給ふに当たって御身のあらわになるのを隠してさしあげるのである。「御几帳を指す」は、御几帳を張りめぐらすのである。ここを「大日本古

記録」『史料大成』ともに「女房等欲立御屏風、指御几帳」と訓んでいるが「女房等欲立御屏風指御几帳」（女房等御屏風を立て御几帳を指さんとす）と訓むべきか。

59 予早に出で見物す。禊祭の行事のことを終つてか。

60 先例弁・外記・史等先に一条を度る。その後を左府道長が渡るのであるか。

61 使の官人。検非違使の庁の官人。

62 右大臣警固を行ふ為参内するも。右大臣が申の日、禊祭の警固を行うというの是不審である。右大臣顕光が、この時点に於いて、本官外

に兼任しているのは東宮傳である。この時点での左右兵衛督は夫々参議藤原実成と非参議源憲定である。

(63) 早にこれに参入すべし。これ天氣有るに依るニ賀茂祭の行事の通任は勅命に依り俄かに賀茂奉告使を命ぜられことになったのである。

(64) 上一人ニ齋院である。

(65) 使の府の少将ニ下の御社の神宮寺に諷誦を修する、その為の使者に立つ右近衛府の少将。

(66) 灑ぐニそそぐ。水をふりかけて洗い清める、の意。摺つって艶を出しているのか。『史料大成』はここを「腰端少灑」と作る。

(67) 看督長ニかどのおさ。檢非違序の下級職員。獄舎を守衛し、犯人追捕に当つた。

(68) 宣を官人等に問ふにニ「宣」は、「御禊の日の不参の事を問ふ」実資の糾問の言葉。

(69) おのおの陣直を勤むるの間ニ「陣直（じんちよく）」は、宮中または官署に、事務をとつたり警護するために宿泊することをいうか。

「可令停止下向本国各在京勤仕陣直公役事」（『吾妻鏡』文治元年四月十五日）。

(70) 身触穢と雖も、院の陣外に参り其の由を申さしむべしニ触穢の身ゆえ院の陣外に於いて、参入せざるの故を申告すべきである。無断の不参はまかりならぬ、の意。

(71) 御禊の日の違濫の事ニ御禊の日の檢非違使不参の事。「違濫（いらん）」は、決まりなどにそむいて秩序を乱すこと。

(72) 昨日の警固兵部卿（藤原）忠輔を召仰せこれを行ふニ昨日の禊祭の警固に当つて左右両兵衛府の官人はいづれも不参、ためにこれの差配に当つていた右府顕光は立腹退出することとなった。その代わりとして権中納言兵部卿の藤原忠輔が召されて警固の事を行ったのである。

(73) 固実を知らざるかニ禊祭の警固に「近衛府候すべきものなり」と云う式光は固実を知らない者である、の意。禊祭の日の警固は「是近衛

府外の事なり」と前（二十三日の条）にあった。

(74) 然れども異変無きなりニここを『大日本古記録』は、「然而無異度也」と作るが、「然而無異度之」とある『史料大成』に従つた。

(75) 内命婦ニないみようぶ。令制で五位以上の位をもつ女性の称。これに對し、五位以上の人の妻を外命婦という。

(76) 還饗の所の上達部、左衛門督頼通ニ左三位中将教通・右三位中将（藤原）頼宗ニ「乗左衛門督（頼通）車、密々見物、人不知、左衛門督・三位中将二人（教通・頼宗）行還立所」（『御堂関白記』長和元年四月二十五日条）。

(77) 左金吾・両三位中将等ニ權勢を思ふに依るかニ左金吾（左衛門督の唐名）等三名の者の隨身に正絹を与えるのは、權勢に阿諛るが故か、の意。左金吾頼通・三位中将教通・頼宗ともに左府道長の息男である。

(78) 中宮ニ三条天皇中宮藤原妍子。

(79) 齋院の車を借りて遣り訖んぬニ中宮の行啓のため実資は齋院の車を借りて中宮に上るのである。

(80) 匠作ニしようさく。修理職（しゆりしき）の唐名。「修理職。唐名匠作、掌宮中修理事」（『職原鈔』下）

(81) 明日の立后の事、左相府行はるべからずニ「立后」は大納言藤原濟時の長女の宣耀殿女御藤原城子の立后の事をさす。道長の次女妍子は最も遅れて三条天皇に入内したが城子に先んじて中宮となり、道長は城子の立后を露骨に妨害した。

(82) 左府民部大輔（藤原）為任を招き、奉らるといへりニ「以民部大輔（藤原）為任、宣耀殿（城子）立后料送絹百疋」（『御堂関白記』長和元年四月二十五日条）。

(83) 車に乗る人ニ賀茂御社の祭神の化身か。

(84) 仍つて巨害を懼れざるのみニ「巨害（きよがい）」は、巨大な妨害の意か。立后の事を執行するに當つて道長から受ける妨害をいうか。

(85) 日ごろ寸白を悩みニ「寸白（すんぱく。すんぱく。すんぱく）」は

糸虫(じようちゆう)などの寄生虫。また、その虫によって起こる下腹部の痛む病氣。「寸白スンバク腹中惡虫」(『明徳本節用集』)。

「スパク。Sunbaeu (スンバク) という方がまざる」(『日葡辞書』)。

(86) 袴^{ハカマ} 吉田祭使の身代となった身人部仲重が祭使に立つに当って着ける袴である。

(87) 被け物^{カケモノ} はずけもの。尹納言時光から隨身近衛守近に与えられた、袴を届けたことへの謝礼である。

(88) 今夜聳の當みへ左三位中将教通^{サカサネノタケトキ}有り^{アリ}と云々^ト 此夜左三位中将(教通) 為太皇太后宮大夫(公任) 因縁、彼宮(四条宮) 西対有此事云々、共五位八人、六位二人、隨身等・雑色十人遣之、(藤原) 知章朝臣、此外乗車後^{シテ} (『御堂関白記』長和元年四月二十七日条)。

(89) 多事の日^{タジノヒ}に依るなり^ニ 此れは「早且諷誦を修す」ることになった理由である。

(90) 感悦^{カンエツ}の報せ有り^{アリ} 四条大納言公任の「感悦」である。公任より正絹を与えられた女装束の使の男がもたらした「報せ」である。

(91) なかんずく^{ナカンズク} 打衣^{ウチエ}はなはだ鮮明^{センメイ}といへり^ト 「打衣」は前条の「紅染の搦^ヌの綾掛^{アヤカケ}一重^{イツウ}」を指す。

(92) 又史(但波) 奉親朝臣参らざること、云々するが如し^ト 「云々するが如し」の内実は、後の条の「奉親朝臣宅より若し承る所有るかといへり」に当たる。

(93) 事奇怪^{コトキザイ}に依り^リ 藏人頭が同座している席で、配下の藏人が、宣命を伝へ仰す^ト というのは過分の行為である、の意。

(94) 初め承る所無し^{ハジメニウケル所ナシ} 内裏へ参入の命を受けた当初、その役目の趣きは承っていない、の意。

(95) 召し仰すべきの由^{メカシウケルベキノユ} 前条にある「所司」また諸衛を召し仰すのである。

(96) 作らしむべし^{ツクラシムベシ} 実資が内記に、である。

(97) 中宮を尊びて皇后と為し、女御を以つて中宮と為すべきか^ト 「中宮

を尊びて」は、中宮の地位に敬意を払って、の意か。この一条は、一般論として、波風立たぬようにとの配慮に出でて、実資が頭弁に質しているのである。

(98) ただ皇后と為すべし^ト 此れは、一般論を排して、三条天皇の、道長に対する挑戦の言葉とみるべきであるか。

(99) 御名は城子か^ト 皇后になる方の御名は城子(すけこ)か、と確認をするのである。

(1) 前々の立后の時に相違無く例と為す。仍つて須く先に前々の宣命の草を召見すべし^ト 此れを『大日本古記録』は、「前々立后時無相違為例状、須先召見前々宣命草」と作るが、「前々立后時無相違為例、因(仍カ)須先召見前々宣命草」とある『史料大成』に従った。

(2) 事の誤り無し^ト 実資の命に従つて内記の作成した宣命草は、前々の宣命草と照合してあり、その誤りは無かった、の意。

(3) 申し通ずるの人^ト 道長に宣命草を取り次ぐ人。

(4) 按察中納言(隆家) 中宮へ東三条。左府同座すと云ふ^ト に候す^ト 「参入上達部実資・隆家・懐平・通任等四人云々、不候侍従、不参殿上人一人云々」(『御堂関白記』長和元年四月二十七日条)。

(5) 公事無きに似たり^ト まったく公事を蔑ろにしている、の意。

(6) 今日^{ケノヒ}の事を行ひ了るの後、参入すべきの由^ト これに仰す^ト 「今日の事」は城子立后の事。「これ」は敦頼朝臣を指す。この一条は、実資の、敦頼の立場を思いやつての発言である。

(7) 今日^{ケノヒ}の事なほ水^{ミヅ}を以つて巖^{イハ}に投ずることし^ト 自分は内弁を勤めて今日^{ケノヒ}の立后の事に当っているのだが、万人は中宮妍子の内裏参入に帰し、立后の事をなござりにする、また立后の衝に当っている中務も式部もその勤めを遅滞する、ここにあって自分の営為はまことにむなしく、脱力感を覚えるばかりである、の意。

(8) これ相府の氣に依るなり^ト この空しい営為、脱力感は一にかかつて道長の氣色、意向よりもたらされたものである、の意。

- (9) 国内斯流幣伎文_二ここを『大日本古記録』は「闕内斯理幣伎文」と作るが、「国内斯流幣伎文」とある『史料大成』に従った。
- (10) 仍って宣命を笏に取り副へ、軒廊へ衝黒_レを進む_二立后の儀の取り行われる紫宸殿に向うのである。
- (11) 近仗_二きんじよう。近衛の武官。
- (12) 兀子_二ごっし。内弁の席。
- (13) 刀祢を宣召す_二「刀祢(とね)」は、平安時代の諸儀式で、主典(さかん)以上の長上官の総称。「百官主典以上称_二刀祢_一」(『李部王記』)。
- (14) 列に加はる_二公卿の列に加わるのである。
- (15) 第二段に或いは舞有り_二「宣制」とは宣命を神前や群臣の前で読み上げることをいうが、宣命の文は、段落ごとに「諸(衆)聞召(食)止宣」とあり、これはこの宣命が天皇の天命であると、その意を強めて聞かせるところであるので、群臣らはここで再拜するのが儀礼であるとされた。その第二段落のところ再拜と同時に舞踏する時もあった、の意。
- (16) 先日内の議有り。然れども今日式を存す_二先日、内の議に於いてこの度の城子立后の儀に於ける宣制でも中宮妍子立后の時に倣って舞踏の行なうべく定めたのだが、今日の儀式当日になつてやはり本来の作法通り舞踏のことは無かつた、の意。
- (17) 奏して兼の字を云ふに、天許_二この条、『大日本古記録』『史料大成』ともに「奏云、兼字、天許」と訓んでいるが、今仮に「奏云兼字、天許」と訓んでおく。
- (18) 硯_二これは「硯莒」か。前条の「柳莒」に相当するか。
- (19) 前に又本宮の注進に随ひて書く所なり_二宮司に任ずべき者の名簿は以前に皇后宮城子の注進に随ひて書いて置いた所のものである、の意。
- (20) 書体上に注す_二これら宮司の除目は、日記の条文の上に頭注のような書式で書いた、の意。
- (21) 啓陣_二けいじん。中古、皇后、東宮などの行啓、或は立后、立太子の儀などの時に、六衛府の官人が警衛に当たること。
- (22) 将佐を召し催すも参入すべからざるか_二六衛の将佐に対して啓陣のための伺候(祇候)を催しても、彼らは道長を憚つて参上することが出来ないであろう、の意。
- (23) 左右の佐を召し一度にこれを仰す_二「これ」は啓陣の事である。
- (24) 清書了りて後_二「清書」は、宮司の除目の清書である。
- (25) 所々の殿上人・諸大夫の饗は酒部の嵜に有りと云々_二「所々」は各役所。「酒部(さかべ)」は、律令制で、宮内省所管の造酒司に属した伴部。公用の酒の醸造を職掌とした者。
- (26) 役送_二やくそう。天皇、貴人、客などの食物を陪食者に取り次ぐ役の人。
- (27) 寛和二年七月五日_二寛和二年はユリウス暦の九八六年。
- (28) 天元五年三月十一日_二天元五年はユリウス暦の九八二年。藤原詮子(ふじわらのあきこ 九六二_一一〇〇一)・藤原遵子(ふじわらのぶこ 九五七_一一〇一七)は共に円融天皇の後宮。
- (29) 彼の時_二彼の時は、の意で、「彼の時」は四条宮(藤原遵子)の立后の饗の時。
- (30) 皆_二「皆」は、女院(藤原詮子)の時も、四条宮(藤原遵子)の時もみな、の意。
- (31) 盃を勧むる人相分つべからざるか_二盃を勧める人は少ないゆえ、夫々に客を分担して饗応することは出来ないのではないか、の意か。
- (32) 両宰相_二懐平・通任の両参議。
- (33) 隨身_二右大将実資の隨身。
- (34) 式部卿宮(敦明親王)_二しきぶきようのみや(あつあきらしんのう) (九九四_一一〇五一)。三条天皇の第一皇子。母は小一条大将济時女藤原城(城)子。寛弘八年(一〇一一)親王宣下を受け三品になり、三条天皇は母城子とともに、この皇子を寵愛した。長和二年(一

〇一三)一品。同五年、後一条天皇即位と同時に東宮となったが、これは三条天皇讓位の際の遺命であった。しかし、左大臣摂政藤原道長は壺切の剣を東宮に渡さなかった。三条上皇の崩御(寛仁元年(一〇一七)五月、42歳没)後は親王に側近の人物も少なく、遂に自ら東宮を辞することを申し出る結果に至った。親王は長和元年のこの年19歳出でさせ給ふ母城子の内裏に於ける立后の儀に、である。

(36) 上達部幾ばくならず。内に然るべきの人無し。『大日本古記録』はここを「上達部不幾内、無可然之人」とあるが、「上達部不幾、内無可然之人」と訓む『史料大成』に従った。

(37) 甘心して退帰す。この「退帰」の時間は、前条の「祿の後退出すへ子の剋ばかり」と同じである。

(38) 新后宮に奉られ、冊命を聞かるる由と云々。冊命文と皇后宮の職員録を新后宮城子に奉り、城子は、その冊命を聞かれたのである。「冊命(さくめい)」は、皇后・皇太子などがその位につく時に、詔勅を以て命じること。

(39) 祿有りと云々。次条の「祿有りと云々」と共に、夫々使者に立つた為任と章信への祿である。

(40) 下藤の史を以って御装束を奉仕せしむ。この一条は、同趣旨で、四月二十七日の「立后の節会。女御城子」の冒頭のところにも出ている。このように繰り返して書くところをみれば城子立后の儀に冷淡であった(それは、道長の意を承けてのものであったか)奉親の所業に対して、実資はよほど腹にすえかねるところがあったのであろう。

(41) 上階の慶びは不甘の事なり。中宮妍子が内裏に入り給ふに際して供奉した中宮の兄頼宗と乳母藤原高子の加階は納得出来ない事である、の意。妍子はこの年の二月に既に中宮となっており、この度の入内は、単に内裏に還御されただけである。

(42) 首を挙げて。すべて、ひとつひとつの意。すべての人。みんなの人。
(43) 両処玄隔するは、王憲を怖れざるか。「両処」は、中宮妍子と皇后

城子。「玄隔(げんかく)」の「玄」は「懸」に通ずるところから「懸隔」(二つの物事が大きく違つてかけはなれていること)と同じ。「王憲」は「王権」(國王の権力。君権)か。

(44) 天譴有らんか。「天譴(てんけん)」の「譴」は、とがめの意。天のとがめ。天帝が、ふとどきな者にくだすとがめ。天罰。

(45) 饗饌有れど酒せず。「御堂御記」は、この日中宮の御方に参つた卿相を「廿八日、中宮御方上達部参、右大将(実資)・春宮大夫(齊信)・皇太后宮大夫(俊賢)・左衛門督(頼通)・皇后宮大夫(隆家)・侍從中納言(行成)・兵部卿(忠輔)・右衛門督(懷平)・左宰相中将(経房)・大藏卿(正光)・左兵衛督(実成)・源宰相(頼定)・三位中将二人(教通・頼宗)着座、数巡後還出」(『御堂閔白記』長和元年四月二十八日の条。隆家・忠輔以外の人名注記は、本注記者が補つた)と記録しており、これは「小右記」が後の条に書く「今日参中宮卿相」と一致しているが、「御堂御記」は、その饗饌のさまを「数巡後還出」と記すのみで、「饗饌有れど酒せず」と書く実資の悲憤の感懐はこれを不問に付している。

(46) 皇太后宮日ごろ寸白へ御頬と云々を悩ませ給ふ。「皇太后宮」は彰子(あきこ。九八八〜一〇七四。この年25歳)。「寸白(すんぱく)」は、糸虫などの寄生虫によつて起こる下腹部の痛む病氣である(本記の長和元年四月二十七日の条及び注記(85)を参照)が、「御頬と云々」については、やはり本記の長和二年五月七日の条に次のような記述がみえる。「従一昨夕右方頬腫、昨今弥腫、所疑寸白歟」。また、彰子のこの度の御悩を『御堂御記』には、「従皇太后宮悩給由云々、参入、日来御歯齒給、大腫也、召阿闍梨心誓奉仕加持間、忽以平復、験得無極、未見如此事」(『御堂閔白記』長和元年四月二十八日の条)とある。

(47) 三箇日罷り出づべからず。中宮に祇候すべきの事があつての故か。
(48) 左衛門督藤原頼通。次条の「右衛門督」は藤原懷平。

- (49) 兵部卿は参らず、兵部卿藤原忠輔の不参の理由は老軀の為か。時に忠輔は69歳で顕光と共に公卿中の最年長であった。
- (50) 太皇太后宮、四条大納言藤原公任の姉藤原遵子の四条宮。「二月十四日壬子、宣命尊皇太后(遵子)為太皇太后」(『紀略』)
- (51) 件の宮の西の対に於いて、去る夜婚礼を行ふ、本記の長和元年四月二十七日の条及び注記(8)を参照。
- (52) 子の申し遣る所なり、高麗端の暈を以て後朝の使の座と為すという事は、今朝四条宮遵子の質疑の消息に、予が応答した所のものである、の意。
- (53) 招く所なり、公任が資平を、である。
- (54) 必ず然るべからざる事、垣下は四位已上の者を招いてその衝に当たらせるものゆえ、四位に至らぬ資平はその任に就くべきではない、の意。
- (55) 一家、われわれ小野宮家の一族。この一条は、女の婚儀に際して、道長家との釣合に腐心する従弟の公任を難したものである。
- (56) 思ひを止むる事無きなり、思い残す事はなく、満足をしている、の意か。
- (57) 然らざるの事は愚頑なり、意に任せて天下を知らず、その事と係わりのない私事については、愚頑の人となる積りである、の意か。
- (58) 然るべきの時、意に任せて天下を知らず、その時、の意か。
- (59) 見る所有り、見所(将来の見込み)がある、の意。
- (60) 恐るる由、恐懼感激の趣。
- (61) 被け物有り、后より、冊命の後朝の御使となった源朝任に、である。
- (62) 大神の使、おおみわのつかい。大神神社の祭に立つ勅使。大神神社は大和国城上郡、現在の奈良県桜井市三輪に鎮座。倭大物主櫛瓊玉命(大己貴神)(やまのおおみものぬしくしみがたまのみこと)(おこなむちのかみ)を祀る。当社には本殿はなく三輪山を神体山とする。崇神天皇朝に疾病流行し、民が多く死んだ時、大物主神の神教に従い、

- 神孫大田田根子命(おおたねこのみこと)を神主として同神を祀らせたところ、疾病初めてやみ、天下大平、五穀豊穡となったという。
- (63) これより朝廷の崇敬篤く、神位は累進して正一位に至る。
- (64) 将監、しょうげん。近衛府の判官(第三等官)。
- (65) 舞公の供人の祿の事等、公任家で来月三日に予定している露頭(ところ)あらわし。平安時代の結婚の披露。男が女の所に通いはじめてから三日目の夜に、女の方で餅をつくって男女が食べ、その時または一日二日の後に、女の家で婿とその従者とを供し、はじめて舅と婿が対面して互いに酒を酌みかわした)で用意する教通の供人への祿の事である。
- (66) 復日、ふくにち。旧暦で、その月を支配する五行と、その日の五行とが重なる日。例えば、一月(木)の甲(木)日、四月(火)の丙(火)日など。その日に凶事を行なうと禍が重なり、吉事に用いると福が重なるという。ただし、結婚は忌むとする。
- (67) 列者、れつしゃ。露頭に参列する人か。
- (68) 祿法注送す、夫々の祿についての原案を公任が、実資の意見を求めて送って来る、というのである。
- (69) 三位中将近江守と共に車に乗りて相従ふ、「三位中将」は藤原教通と頼宗の二人が考えられるが、ここは前日の二十九日にも「舞公」として話題になっている教通であろう。「近江守」は、道長の家司を務めていた藤原知章(ふじわらのともあきら。？、一〇一三。本記の長和元年六月一日の条参照)。「相従ふ」は、父の道長に、であろう。教通は父の腹心の部下とともに父に従ってどこに赴いたのか。含みのある条だが、いずれにしてもこの条は、平季信の、実資に対する追従の言葉を記したものであろう。なお、藤原知章について言えば、彼は加賀・筑前・伊予・近江等の国守を歴任するが、近江にあっては、任終了後の寛弘六年(一〇〇九)国人の善状陳情により再任されたが、時の左大臣道長は、在任中ならともかく任終了後のこのような陳情は

前例がないと驚嘆している。但し、知章は、近江守再任中の長和二年（本条の翌年）冬に卒去。知章は、道長の家司として信任篤く、寛弘四年道長が金峯山参詣のため精進所に入った時は、籠人の一人に含まれ、長和元年道長男顕信が出家した時には、その受戒に列するため道長に随行し比叡山に登っている。

(69) 公の大辱と為し、皇后と為さざる上達部の冷淡は、仰せ尽すべからずといへり。この条『大日本古記録』『史料大成』ともに「為公大辱、不為皇后、上達部冷淡、不可仰尽者」（「冷淡」の下、『史料大成』は読点を付さず）と訓じているが、今仮にこのように訓んでみた。天下の大辱と云うべく、城子立后の事を妨げようとす上達部の冷淡は、言葉に尽くすことが出来ない、の意か。或はまた、「公の大辱の為、皇后と為さざる（天皇に恥をかかせるために、城子立后のことを妨害する）」と訓むべきであるか、なお一考すべき条である。

(70) しばらく資平を以って仰せしむといへり。本記の長和元年四月二十八日の条を参照。

(71) 食祿の身、王命に背き難く、素飡の責、日に夕に歎く所。食祿をたまわる身としては、天皇の御言葉に背くことは出来ない、また素飡の身を思うては、間断のない歎きに己を責める日々である、の意。「食祿（しょくろく）」は、公からたまわる俸給。知行。俸祿。扶持。「素飡（そさん）」（「飡」は「餐」の異体字か）は、功労や才能がないのに、いたずらに祿を受けること。また、その務めを果たさないのに、高位高官に在ること。村井康彦氏は『小右記』の中から、三条天皇との係わりのなかで道長の権勢を示す名文句を次のように挙げておられるが、この一条もまた、三条天皇そして道長との係わりのなかで記された名文句の一つと云えよう。

○長和二年八月十八日の条。天皇が行成をして齋宮のことをおこなわせようとしたが、道長がこれに従わない——「公家懇切の仰せ、日を逐つて殊に甚し。しかるに左府一切承従せず。之を計るに神の怒ある

歎」

○長和三年三月二十二日の条。道長は天皇が資平を藏人頭に任ずるのを喜ばず、別人を推した——「万事縦横、丞相の口に懸かる」

○長和四年十二月二十五日の条。讓位を決心した天皇は実資父子に対する最後のはなむけとして、資平を新帝（後一条天皇）の藏人とすることを強く主張したが、道長はこれを拒否した——「甚だ鴻濤なり。勅語、いまに至って用うべからず」（村井康彦氏『平安貴族の世界』）

後記

本稿は、古日記輪読会の成果の第五編のはじめに当たるもので、『小右記』の長和元年（一〇一一）四月、それは記者小野宮右大臣藤原実資の五十六歳の夏に相当する、その一箇月の間の日記の訓読である。

三条天皇（九七六—一〇一七）は、此の年の前年の寛弘八年（一〇一一）十月十六日に即位（在位一〇一一—一〇一六）されたが、時あたかも藤原道長の全盛期であり、天皇はこの外叔父（天皇の母は藤原兼家女で、道長姉の超子）と反りが合わなかつた。天皇は、即位以来事々に道長と対立するという、この両者の確執は長く、天皇の退位の時（長和五年（一〇一六）正月）まで続き、第一皇子敦明親王（皇后城子所生）の東宮となつた後も、その禍根となつて、親王は父帝の崩御（寛仁元年（一〇一七）五月九日没。42歳）三箇月後にはやくも、遜位するに至つた。

即位二年目の此の年には、その両者の軌轢を語る記事が多く見える。

なお本稿は、『紀要・第三十二号』に発表の『小右記訓読稿第四編(二)』——寛弘八年八・九月の二箇月間の日記の訓読——に継続するものである。前稿同様、大方の御批正をお願いする次第である。

(一九九九・十一・二十六)